以下の問題文を読んで、その正誤を答えなさい。なお、問題文にない事実は考慮しないこととします。

問題１．本邦にあるメーカーＸは、来年から毎月、台湾にある子会社Ｙ向けに輸出令別表第１の６の項（１）に該当する軸受（総価額１５０万円）の輸出を予定している。この場合、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得すると良い。

問題２．外為法第４８条第１項には、２つの政令が規定されているが、前者は、「外国為替令」で、後者は「輸出貿易管理令」である。

（参考条文･抜粋）外為法第48条第1項
（輸出の許可等）
第48条　国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

問題３．外為令別表の４の項に関連する技術について英訳をする場合、国際輸出管理レジームのＭＴＣＲのサイトを参考にするとよい。

問題４．輸出令別表第１の１４の項（２）に該当する火薬又は爆薬の主成分（価額５００万円）の輸出関連文書は、当該貨物を輸出した日から起算して、５年間保存する必要がある。下線部分は正しい。

問題５．外為法等遵守事項Ⅱの２の（２）では、「該非判定に関して（Ａ）を明確にし、実施すること」と規定されている。（Ａ）には「手続」が入る。

問題６．技術の該非判定を行う場合は、①外為令別表、②貨物等省令、③役務通達の３つを相互にチェックする必要がある。

問題７．本邦にあるＫ大学は、最先端のＡＩ技術を有しており、シンガポール政府から運転資金の半分の提供を受けている。この場合、Ｋ大学は特定類型②にあたる。

問題８．台湾にあるメーカーＭは、来月、名古屋で行われる国際展示会に輸出令別表第１の３の項（２）９に該当するポンプ（１セット）を出品する予定である。国際展示会終了後、台湾に当該ポンプを持ち帰るのであれば、返送時の輸出許可は不要である。

問題９．本邦にある大学Ｘの中国人留学生Ｈは、来日から８ヶ月を経過している。留学生Ｈは、ＡＩのプログラム能力が優秀なので、奨学生として中国人民銀行から留学資金の全額の提供を受けている。この場合、留学生Ｈは、特定類型①にあたる。

問題１０．本邦にあるメーカーＰは、インドにあるメーカーＪより輸出令別表第１の１６の項（２）に該当する硫黄の注文を受けた。メーカーＰは、用途を確認したところ、通常兵器である砲弾の製造に用いると連絡があった。この場合、メーカーＰは、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題１１．本邦にある貿易会社Ｘのフランスの現地法人は、輸出令別表第１の１の項に該当する軍用無線機（２セット）を米国にあるメーカーＹより購入し、トルコにあるメーカーＺに売る場合、仲介貿易取引許可が必要である。なお、当該軍用無線機は、メーカーＹからメーカーＺに直接輸出される。

問題１２．外為令別表の２の項（２）該当するＮＣプログラムをＣＤ－ＲＯＭに格納して、米国にある子会社にハンドキャリーで持ち出す場合は、ＣＤ－ＲＯＭという貨物に格納しているので、輸出許可申請が必要である。

問題１３．本邦にあるメーカーＸは、イラクにある国連事務所に警備用として、輸出令別表第１の９の項（１）に該当する無線通信機（１０セット・総価額８０万円）を輸出する予定である。この場合、メーカーＸは、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

問題１４．役務通達の用語の解釈では、「製品化」や「品質保証」は、「使用」に含まれる。

問題１５．本邦にあるメーカーＲの技術部長は、京都にある大学で行われる暗号通信学会に招聘されたので、現在開発中の最新の暗号通信技術（外為令別表の９の項に該当する技術）について講演を行う予定である。当該暗号通信学会は、毎回、２，０００円の運営費用を払えば、どこの国の人でも、だれでも参加できる場合、講演会場にイランからの学生（非居住者）が参加していても、役務取引許可は不要である。

問題１６．本邦にあるメーカーＸは、フランスの警察から、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第１の９の項（７）に該当する暗号通信装置５０台を総額８００万円で受注した。用途は、反政府デモなど治安維持のために用いられるものであることが判明しているが、この場合、メーカー Ｘは、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を用いて直ちに輸出することはできない。

問題１７．本邦にあるM大学のＫ教授は、外為令別表の８の項に該当する量子コンピュータの設計技術の入ったパソコンを来週、出張先のロンドンに持ち出す予定である。当該設計技術は、現地の非居住者に提供することはないが、リスト規制に該当する技術を外国である英国に持ち出すのであれば、Ｋ教授は、事前に役務取引許可申請が必要である。

問題１８．本邦にある企業Wが、輸出令別表第３に掲げる地域向けに、輸出令別表第１の１６の項（２）に該当する貨物を輸出する場合、経済産業大臣から輸出許可の申請をすべき旨の通知を受けることはない。

問題１９．本邦にあるＸ大学は、スペインにあるメーカーＹとの新薬開発の契約に基づき、Ｘ大学が所有する測定装置（輸出令別表第１の２の項（１２）２に該当）をメーカーＹに貸し出すために輸出する予定である。この場合、「基礎科学分野の研究活動」にあたるので、Ｘ大学は輸出許可申請が不要である。

問題２０．本邦にある貿易会社Ｘは、台湾で雑貨店を経営しているので、毎週、輸出令別表第１の１６の項（２）に該当する製品を台湾に輸出している。この場合、貿易会社Ｘは、外為法第５５条の１０第１項でいう輸出等を「業として行う者」にあたる。

問題２１．東京にあるＴ大学は、リスト規制に該当する貨物や技術を多く扱っていることから、「輸出管理内部規程の届出等について」という通達に基づき、輸出管理内部規程を策定し、近日、経済産業省に届け出る予定である。この場合、輸出管理内部規程の届出先は、経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部　安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室である。下線部分は正しい。

問題２２．運用通達によれば、輸出の時点とは、税関への輸出申告時と規定されている。下線部分は正しい。

問題２３．本邦にあるメーカーＸは、３か月に１度の割合で、輸出令別表第１の１６の項（１）に該当する集積回路をベトナムにある電機メーカーＹに輸出している。この場合、メーカーＸは、遵守基準省令でいう「該非確認責任者」 を選任する義務はない。

問題２４．外為法等遵守事項では、「関係法令に違反したとき又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること」と規定されている。下線部分は正しい。

問題２５．本邦にあるメーカーＸが、輸出令別表第１の１から１５までの項に該当しない貨物の設計図面を中国にあるメーカーＹに提供する場合、当該設計図面は、外為令別表の１から１５までの項に該当することはないので、役務取引許可は不要である。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第１及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第４条第１項第二号ホ及びへ並びに同条第２項第二号ホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第４条第１項第五号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項から第４項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
特定類型	役務通達１（３）サで規定されている①から③までに掲げる者
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙１）に記載されている。
輸出令別表第３の地域（グループＡ）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第３の２の地域	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
輸出令別表第４の地域	イラン、イラク、北朝鮮
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第１（外為令別表）の１から１５の項までに該当する貨物（技術）をいう。

2026年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験（第71回）

（STC Associate）試験問題